

厚生労働行政推進調査事業費補助金

障害者政策総合研究事業

身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究

令和3年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 清野 絵

令和4（2022）年 5月

## 目 次

I. 総括研究報告	
身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究 -----	1
清野 絵・小澤 温・山本 真理子・飛松 好子・石川 浩太郎・大塚 栄子	
菊地 尚久・佐々木 貴代・高柳 友子・田中 雅之・千葉 俊之・中澤 若菜	
永田 夏代・渡邊 学	
II. 分担研究報告	
1. 身体障害者補助犬の使用を希望する障害者への情報提供に関する研究 -----	8
清野 絵・飛松 好子・石川 浩太郎・菊地 尚久・田中 雅之・渡邊 学	
2. 身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究 -----	15
小澤 温・大塚 栄子・佐々木 貴代・千葉 俊之・中澤 若菜・永田 夏代	
3. 補助犬使用者の共同訓練、認定、フォローアップの基準のあり方について-----	23
山本 真理子・高柳 友子・渡邊 学	
III. 研究成果の刊行に関する一覧表 -----	26

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）  
総括研究報告書

身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究

研究代表者	清野 絵	国立障害者リハビリテーションセンター	室長
研究分担者	小澤 温	筑波大学	教授
研究分担者	山本 真理子	帝京科学大学	講師
研究協力者	飛松 好子	国立障害者リハビリテーションセンター	顧問
研究協力者	石川 浩太郎	国立障害者リハビリテーションセンター	医長
研究協力者	大塚 栄子	植草学園大学	講師
研究協力者	菊地 尚久	千葉県千葉リハビリテーションセンター	センター長
研究協力者	佐々木 貴代	日本赤十字社医療センター	副看護師長
研究協力者	高柳 友子	一般社団法人日本身体障害者補助犬学会	理事
研究協力者	田中 雅之	名古屋市総合リハビリテーションセンター	自立支援部長
研究協力者	千葉 俊之	(株)オプトヘルスコミュニケーションズ	代表
研究協力者	中澤 若菜	神奈川リハビリテーション病院	ソーシャルワーカー
研究協力者	永田 夏代	(株)湘南ユニテック	看護師
研究協力者	渡邊 学	東京大学	特任教授

研究要旨

本研究では、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう事業者のサービスの質を確保することを目的とする。本研究は、次の3つから構成された。

(1) 障害者評価に関する研究：補助犬に関する情報提供について文献調査と都道府県の実態調査を行った。文献調査の結果、障害者への情報提供が充分でない、理解促進や普及啓発の取組が少ない課題が示唆された。都道府県調査の結果、補助犬、使用希望者への説明、育成事業、相談窓口という基本情報が十分に提供されていない課題が明らかになった。また、補助犬の相談窓口は都道府県によって異なっており、提供されている情報や対応に差がある可能性が示唆された。

(2) 法令検証に関する研究：他制度との比較検討等を行い、今後の法制度のあり方を検討した。その結果、指定基準に関しては、利用者と補助犬とのマッチングを含めた支援が可能な施設を指定できるような基準が必要であることが示された。指導監査に関しては、現実に即した実効性のある監査の方法を検討する必要がある。補装具費支給制度との比較では、障害者自身の生活背景や障害の状況、それに合わせた補助犬以外の支援に関するアドバイスが不十分ではないかという指摘がみられた。補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関しては、全国一律のフレームワークに沿ってアセスメントが進められることは困難なことから、訓練施設・事業者の理念や担当訓練士によって差が生じる課題がみられた。

(3) 訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究：補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練、認定、フォローアップの適切なあり方について検討した。また、訓練事業者、指定法人、都道府県等を対象に得られた知見を普及した。調査の結果、補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練、認定、フォローアップについて、明確な基準が存在しないことで、補助犬の制度が正しく運用されていない一面が見られた。一連の手続きが明確となり、訓練事業者や指定法人間で統一されていることが必要であると考える。

## A. 研究目的

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬：以下、補助犬）については、2002年に施行された身体障害者補助犬法（以下、補助犬法）の施行後20年が経過したが、障害者福祉施策の構造が変化する中において、訓練基準や認定基準、認定を行う指定法人の指定基準等が不明確であり、補助犬の質および管理状況にばらつきが生じる恐れが指摘されている。そして、使用希望者の適性や、補助犬と使用希望者の評価方法については明確な基準がなく、訓練事業者や認定を行う指定法人によりばらつきがあることが、先行研究や各種検討会等において指摘されている。また、認定後は訓練事業者及び指定法人が定期的にフォローアップすることが規定されているが、その方法についても明確な基準がなく、対応にばらつきがあることが課題として残されている。さらに、現行制度では、行政機関が事業者を評価する基準が整理されておらず、事業者のサービスの質の担保が課題となっている。

以上から、本研究では、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう事業者のサービスの質を確保することを目的として、①障害者評価：補助犬が適性のある障害者に適切に提供されるよう補助犬使用希望者への情報提供の実態を調査した。②法令検証：他制度との比較検討等を行い、今後の法制度のあり方を検討した。③訓練・認定の評価、フォローアップ：補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練、認定、フォローアップの適切なあり方について検討した。また、訓練事業者、指定法人、都道府県等を対象に得られた知見を普及した。

## B. 研究方法

### 1. 障害者評価に関する研究

#### （1）文献調査

補助犬の事業や障害者への情報提供について、国内の文献を網羅的に調査し、その事業の実態と課題をレビューした。

#### （2）都道府県の情報提供体制の調査

都道府県の公式ホームページ（以下、HP）における、補助犬に関する情報提供の実態を調査した。都道府県のHPのホームページにあるキーワード検索で、キーワードを「補助犬」として検索を行った。

### 2. 法令検証に関する研究

社会福祉法人や福祉サービスの指導監査等における根拠法令や自治体のホームページ等の情報の分析、および、補助犬の育成に関わる指定法人の関係者（3名）、補助犬の利用者等（8名）からのヒアリング等より、評価の方法や基準等についての文献整理と調査を行った。そして、（1）指定基準に関しての検討、（2）補装具費支給制度・日常生活用具給付等事業との比較、（3）補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関しての検討を行った。

### 3. 訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究

#### （1）文献調査

検索エンジンにて、検索ワードを用いて検索した。合わせてハンドサーチにより関連する報告書等を検索し、抽出された文献をもとに使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練および認定の内容と評価基準、さらにフォローアップの時期や頻度、内容等

の現状を調査した。

## **(2) 補助犬使用者への調査**

補助犬使用者を対象に、補助犬との合同（共同）訓練の内容、認定の実際、フォローアップの時期・頻度・内容と満足度を把握した。調査はアンケート調査、ならびにヒアリング調査を行った。

## **(3) 訓練事業者への聞き取り**

みずほ総研による「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書」（2019）をもとに、補助犬と生活する障害者の自立と社会参加に向けて適正に訓練事業を行っていると考えられる団体のうち3団体を抽出し、現在行っている手続きについて聞き取りを行った。

## **(4) ガイドブックの普及**

2019-2020年度に実施した厚生労働行政推進調査事業「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究」にて作成した他業種向けの補助犬ユーザー受け入れガイドブックの普及に向けて、オンラインでの公開準備、ならびに配布資料の印刷を行った。

（倫理面への配慮）

障害者評価に関する研究は、個人情報を対象としていないため、倫理面への配慮が必要な研究には該当しない。法令検証に関する研究および訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究については研究者が各所属機関の研究倫理審査委員会の承認を得て実施した。

## **C. 研究結果**

### **1. 障害者評価に関する研究**

#### **(1) 文献調査**

補助犬の運用については、現在は都道府県で「地域生活支援事業」における「身体障害者補助犬育成事業（以下、育成事業）」として実施されている（厚生労働省）。しかし、補助犬の使用希望者である障害者への補助犬や手続きについての情報提供が充分でない、理解促進や普及啓発の取組が少ないという制度の入口に課題が指摘されている（みずほ情報総研株式会社，2019・日本補助犬情報センター，2019・社会システム株式会社，2020）。

#### **(2) 都道府県の情報提供体制の調査**

47 都道府県の公式ホームページを調査した。その結果、補助犬、使用希望者への説明、育成事業、相談窓口の基本情報について記載がない都道府県があるという課題が明らかになった。次に、補助犬の相談窓口の担当先は、「都道府県の障害福祉課」が8ヶ所で最も多かった。他は、「都道府県の障害福祉課・市町村の障害福祉担当窓口の併記」「都道府県の障害者社会参加推進センター」「都道府県の障害者団体連合会」「都道府県の盲導犬協会」「身体障害者更生相談所」等であり、都道府県によって異なっていた。また訓練事業者が相談窓口になっている場合が見られた。相談先が多様であるため、相談者への対応や情報提供の内容に差がある可能性がある。また、訓練事業者が相談先となっていることについては、潜在的使用希望者の適性の評価や手続き上の課題が生じていないか、実態を把握する必要があることが示唆された。

## 2. 法令検証に関する研究

### (1) 指定基準に関して（文献・資料の検討）

盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の運営および指定基準の内容は、盲導犬訓練施設の指定基準に関しては、国家公安委員会規則第17号に規定され、次の4点である。①盲導犬として必要な訓練をする業務、認定する業務（盲導犬訓練業務等）の実施に関し適切な計画が定められていること、②盲導犬訓練業務等を行う施設が訓練士等として必要な知識、技能を有するものが置かれ、必要な設備を備えていること、③必要な経理的な基礎を有すること、④盲導犬訓練業務等が不公平になるおそれのないこと。介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の指定基準に関しては、身体障害者補助犬法施行規則第7条に規定されて、次の6点である。①適正な法人運営、業務が適性に実施されていること、②身体障害者補助犬の訓練の業務または研究の業務を適正に行っていること、③必要な経理的な基礎を有していること、④身体障害者補助犬の認定業務が不公平になるおそれがないこと、⑤必要な知識経験等を有する者により構成された審査委員会を設置していること、⑥苦情解決のための体制が整備されていること。

### (2) 補装具費支給制度・日常生活用具給付等事業との比較（関係者・利用者等ヒアリング調査）

補装具費支給制度との比較では、相談窓口として更生相談所等がその業務にあたりとされている。しかし、盲導犬において盲導犬希望者は直接訓練事業者に相談するこ

とが一般的にみられた。聴導犬も同様で、視覚・聴覚障害者自身の生活背景や障害の状況、それに合わせた補助犬以外の支援に関するアドバイスが不十分ではないかという指摘がみられた。

### (3) 補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関して（関係者・利用者等ヒアリング調査）

補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関しては、盲導犬・聴導犬希望者は直接訓練事業者に相談することが一般的であった。しかし、全国一律のフレームワークに沿ってアセスメントが進められることは困難なことから、訓練施設・事業者の理念や担当訓練士によって差が生じる課題がみられた。

## 3. 訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究

### (1) 文献調査

補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練、認定、フォローアップの現状に関する調査は少なく、主に介助犬と肢体不自由者を対象とするものであった。介助犬の認定過程や介助犬が肢体不自由者に及ぼす影響の評価について、医療（福祉）専門職の関わりが重要であることが示唆されている。一方、盲導犬に関する文献は限定的であり、聴導犬に関する文献は抽出されなかった。また、2019年のみずほ総研の報告では、現状の手続きに複数の課題が指摘されている。

### (2) 補助犬使用者への調査

50名の補助犬使用者（盲導犬使用者40

名、介助犬使用者4名、聴導犬使用者6名)からアンケート調査を実施した。さらに協力の得られた30名へのヒアリング調査を実施した。概ね一連の手続きに満足しているという回答であるが、一部の使用者からは、共同(合同)訓練の手順や到達目標(習得すべき事項)について十分な説明がなかった、認定の過程が不明瞭であった、フォローアップを受けたことがない、補助犬貸与後に補助作業にニーズの変化があったものの訓練事業者からの介入はなかったとの報告があった。

### (3) 訓練事業者への聞き取り

3団体(盲導犬、介助犬、聴導犬事業者、各1団体)を対象に現行の手続きについて聞き取りを行った。いずれの団体も自宅訪問を含めた複数回のやり取りを通して、補助犬希望者の適性評価を丁寧に実施していた。また、団体内外(指定法人の専門職を含む)の医療・福祉専門職や使用者のサポートを専門とする者が介入して補助犬の適応を評価することはもちろん、補助犬との生活以前に補助犬を使用するための基本的な生活や環境を整えるためのリハビリテーションの重要性も指摘していた。

### (4) ガイドブックの普及

ガイドブックをより多くの方に利用してもらうためにオンラインでの公開をした。資料は一般社団法人日本身体障害者補助犬学会、および厚生労働省のホームページにて公開した。閲覧した訓練事業者、企業からはわかりやすくかつ詳細な記載があるとの好評な評価を得た。また多言語での翻訳もあり、補助犬学会発進のSNSからも閲覧

数が増えた。

## D. 考察・結論

### 1. 障害者評価に関する研究

文献調査の結果、補助犬の利用希望者である障害者への補助犬や手続きについての情報提供が充分でなかったり、理解促進や普及啓発の取組も少なく、制度の入口に課題があることが示唆された。したがって、現状では、本来は補助犬が適応となる障害者に、補助犬使用を検討するための情報が届いていない可能性がある。

都道府県のHPにおける情報提供の実態調査の結果、補助犬、利用希望者向け、育成事業、相談窓口のような基本情報について記載がない都道府県があることが明らかになった。潜在的利用希望者や利用希望者に必要な情報が十分に整理、提供されていない可能性が考えられた。利用希望者への情報について都道府県により説明や用語が多様であることが示唆された。補助犬の相談窓口の担当先は、都道府県によって異なっており、訓練事業者が相談窓口になっている場合が見られた。相談者への対応や情報提供の内容に差がある可能性がある。また、訓練事業者が相談先となっていることについては、課題が生じていないか、実態を把握する必要があると考える。今後、都道府県の「地域生活支援事業」における補助犬の利用手続の情報提供や、潜在的な利用希望者への補助犬の普及啓発について基盤となる基礎的な情報やあり方を明らかにしていくことが期待される。

### 2. 法令検証に関する研究

指定基準に関しては、ヒアリングでは、

補助犬中心の基準が強く、利用者中心の基準に変えていく必要が指摘されている。利用者である障害者の障害特性、生活状況、社会参加の意味付け等における補助犬の果たす役割を検討した上で、利用者と補助犬とのマッチングを含めた支援が可能な施設を指定できるような基準が必要であることが示された。

指導監査に関しては、訓練事業者には指導監査が入るが、指定法人は厚労省が指定し一度指定を受けると更新や監査がないことが課題として挙げられていた。現実に対応した実効性のある監査の方法を検討する必要がある。

補装具費支給制度との比較では、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度では、相談窓口として更生相談所等がその業務にあたりとされている。しかし、盲導犬においてはこの制度には乗らず、盲導犬希望者は直接訓練事業者に相談することが一般的であった。聴導犬も同様で、視覚・聴覚障害者自身の生活背景や障害の状況、それに合わせた補助犬以外の支援に関するアドバイスが不十分ではないかという指摘がみられた。「補装具」に補助犬すべてを含め、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度に一元化を図る必要性が示された。

補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関しては、盲導犬・聴導犬希望者は直接訓練事業者に相談することが一般的であった。しかし、全国一律のフレームワークに沿ってアセスメントが進められることは困難なことから、当然訓練施設・事業者の理念や担当訓練士によって差が生じる。障害者への相談は医療福祉施設・行政窓口の専門職が担う必要性が示された。

### 3. 訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究

補助犬使用者の調査から、補助犬使用(希望)者と補助犬の合同(共同)訓練、認定、フォローアップについて、明確な基準が存在しないことで、補助犬の制度が正しく運用されていない一面が見られた。補助犬と生活する使用者の自立と社会参加が正しく行われるためには、一連の手続きが明確となり、訓練事業者や指定法人間で統一されていることが必要であると考えられる。

### E. 健康危険情報

該当なし

### F. 研究発表

#### 1. 論文発表

- 1) 山本真理子、佐藤亜樹、高柳友子. (2021) 賃貸住宅における補助犬使用者の受け入れについて. 日本補助犬科学研究, 5: 10-17.

#### 2. 学会発表

- 1) 清野絵. 身体障害者補助犬を使用する障害者の需要推計方法の検討と試算. シンポジウム. 日本身体障害者補助犬学会第13回学術大会. 2021. 11. 21. (オンライン)
- 2) 小澤温. 身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究報告. シンポジウム. 日本身体障害者補助犬学会第13回学術大会. 2021. 11. 21. (オンライン)
- 3) 山本真理子. 補助犬使用者の施設等への受け入れに関する研究: 受け入れガイドブックの作成. 日本身体障害者補



助犬学会第13回学術大会. 2021. 11. 21.  
(オンライン)

## G. 知的財産権の出願・取得状況

該当なし

## H. 引用文献

1. 厚生労働省. 身体障害者補助犬の概要  
・利用方法.  
(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/gaiyo.html>,  
2022. 5. 19.)
2. みずほ情報総研株式会社 (2019) 身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書, みずほ情報総研株式会社.  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521734.pdf>, 2022. 5. 19.)
3. 日本補助犬情報センター (2019) 2017 (平成 29) 年度身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査結果, 日本補助犬情報センター.
4. 社会システム株式会社 (2020) 身体障害者補助犬の普及・啓発のあり方に関する調査研究, 社会システム株式会社.  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653482.pdf>, 2022. 5. 19.)

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）  
分担研究報告書

身体障害者補助犬の使用を希望する障害者への情報提供に関する研究

研究代表者	清野 絵	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 室長
研究協力者	飛松 好子	国立障害者リハビリテーションセンター 顧問
研究協力者	石川 浩太郎	国立障害者リハビリテーションセンター 医長
研究協力者	菊地 尚久	千葉県千葉リハビリテーションセンター センター長
研究協力者	田中 雅之	名古屋市総合リハビリテーションセンター 自立支援部長
研究協力者	渡邊 学	東京大学 特任教授

研究要旨

ニーズや適性のある障害者に身体障害者補助犬のサービスが適切に提供されるよう潜在的な者を含む補助犬の使用を希望する障害者への情報提供の実態を明らかにすることを目的として、文献調査および都道府県のホームページにおける情報提供体制の調査を行った。文献調査の結果、障害者への補助犬や手続きについての情報提供が充分でない、理解促進や普及啓発の取組が少ないという制度の入口の課題が示唆された。都道府県の情報提供体制の調査の結果、補助犬、使用希望者への説明、育成事業、相談窓口という基本情報について記載がない都道府県があり、障害者に必要な情報が十分に提供されていない課題が明らかになった。さらに、補助犬の相談窓口は都道府県によって異なっており、また自治体ではなく訓練事業者が窓口となっている場合があった。相談窓口で提供されている情報や対応に差がある可能性が示唆された。今後、都道府県における補助犬やその利用手続の情報提供、潜在的な使用希望者への補助犬の普及啓発について基礎的な情報提供の内容やあり方を検討していくことが期待される。

**A. 研究目的**

障害者の社会参加や自立を促進するための身体障害者補助犬（以下、補助犬）のサービスが効果的に運用されるためには、補助犬のニーズや適性のある障害者に適切にサービスが提供される必要がある。そのためには、補助犬に関する事業やサービス、潜在的な者を含む補助犬の使用を希望する障害者に対する情報提供が適切に実施されている必要がある。本研究では、ニーズや

適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう補助犬の使用を希望する障害者への補助犬の事業や行政手続きの情報提供の実態を明らかにすることを目的とした。

**B. 研究方法**

**1. 文献調査**

補助犬の事業や障害者への情報提供について、国内の文献を網羅的に調査し、その

事業の実態と課題を整理した。

## 2. 都道府県の情報提供体制の調査

都道府県の公式ホームページ(以下、HP)における、補助犬に関する情報提供の実態を調査した。具体的には、「補助犬に関する項目の記載の有無とその内容」「補助犬の使用希望者への項目の記載の有無とその用語」「補助犬の育成事業の記載の有無とその用語」「補助犬に関する相談窓口の記載の有無」「補助犬に関する相談窓口の担当先」について調査を行った。なお、予備調査を行ったところ、都道府県のHPから補助犬に関する記述を探すにはページの階層が深く探すのが困難であったため、都道府県のHPのホーム画面にあるキーワード検索で、キーワードを「補助犬」として検索を行うこととした。

(倫理面への配慮)

本研究は、個人情報を対象としていないため、倫理面への配慮が必要な研究には該当しない。

## C. 研究結果

### 1. 文献調査

補助犬の運用については、2002年に「身体障害者補助犬法」が施行され、現在は都道府県で「地域生活支援事業」における「身体障害者補助犬育成事業(以下、育成事業)」として実施されている(厚生労働省)。そして、補助犬を利用するには申請を都道府県知事に行い、都道府県による費用助成の決定後、給付を受けることになっている(厚生労働省)。

しかし、いまだ「利用者自らが訓練事業者に問い合わせをしている」「行政や病院等

の担当者の認識が低く、潜在的な利用者への補助犬の紹介等がなされていない」等の制度の入口における課題が指摘されている(みずほ情報総研株式会社, 2019)。さらに、「地域生活支援事業」については、補助犬の受け入れや障害のない人への理解促進や啓発活動については報告されているものの(日本補助犬情報センター, 2019・社会システム株式会社, 2020)、障害者についての報告はほとんどない。

日本補助犬情報センター(2019)の調査では、補助犬に関する理解促進・普及啓発の実施状況は、理解促進事業の実施は23%、啓発活動は83%、ニーズならびに供給体制の把握事業は26%、連携体制の取組は4%であった。啓発活動以外の取組は少なく、また取組の主な対象は障害のない一般市民であり、障害者に対する理解促進・普及啓発はさらにそのなかのごく一部であった。したがって、現状では、本来は補助犬が適応となる障害者に、補助犬の使用を検討するための情報が届いていない可能性が考えられる。そのため、今後は、自治体の障害者に対するそれらの取組の実施率や、取組が実施できていない場合の要因、積極的な取組を行っている自治体の好事例を把握することが期待される。それにより、課題解決のための提言や情報提供、自治体を実施することが望ましい基本的な障害者に対する理解促進・普及啓発のあり方を示すことができる可能性がある。

## 2. 都道府県の情報提供体制の調査

結果を表1～5に示す。

### (1) 補助犬に関する項目の記載の有無と

## その内容

都道府県のうち HP に補助犬に関する何らかの項目の記載があったのは 46 ケ所、記載がなかったのは 1 ケ所であった。なおここでは、補助犬に関する情報のトップページについて調査した。記載があった項目の内容は、多いものから順に次のとおりであった。「補助犬に関するもの」が 23 ケ所であった。記載内容は「補助犬について」「補助犬とは」であった。次に、「『身体障害者補助犬法』に関するもの」が 5 ケ所であった。次に、「補助犬の貸与・育成・給付に関するもの」が 4 ケ所であった。記載内容は「身体障害者補助犬給付事業」「補助犬の貸与について」であった。次に、「補助犬の使用者の募集に関するもの」が 4 ケ所であった。記載内容は「補助犬の使用者の募集」「補助犬貸与希望者の募集」「補助犬育成事業に係る給付候補者の募集」であった。次に、「補助犬の相談窓口に関するもの」が 2 ケ所であった。次に、「Q&A に関するもの」が 2 ケ所であった。記載内容は「補助犬をあっせんしてほしい」「障害者が補助犬の貸与を受けるにはどうすればよいか」といった質問への回答であった。次に、「補助犬の普及啓発に関するもの」が 2 ケ所であった。記載内容は「盲導犬に関するリーフレット」「補助犬啓発 DVD の貸し出し」であった。次に、「補助犬給付式に関するもの」が 1 ケ所、「行政の業務に関するもの」が 2 ケ所であった。

### (2) 補助犬の使用希望者への項目の記載の有無とその用語

都道府県のうち HP に補助犬の使用希望者への説明に関する記載があったのは 22

ヶ所、記載がなかったのは 25 ケ所であった。記載があった項目の用語は、多いものから順に次のとおりであった。「貸与・給付・貸付・あっせん」のいずれかに該当するものが 16 ケ所であった。次に、「利用希望・利用方法」のいずれかに該当するものが 2 ケ所であった。次に、「使用・使用者」のいずれかに該当するものが 2 ケ所であった。次に、「受給者・給付者・給付希望者」のいずれかに該当するものが 2 ケ所であった。

### (3) 補助犬に関する事業の記載の有無とその用語

都道府県のうち HP に補助犬に関する何らかの事業の記載があったのは 16 ケ所、記載がなかったのは 31 ケ所であった。記載の用語は、多いものから順に次のとおりであった。「育成事業・育成事業補助金・育成貸与事業」のいずれかに該当するものが 7 ケ所であった。次に、「給付事業・給付」のいずれかに該当するものが 4 ケ所であった。次に、「衛生管理支援事業」が 1 ケ所、「補助犬健康管理助成事業」が 1 ケ所、「育成・給付」が 1 ケ所「クラウドファンディング」が 1 ケ所であった。

### (4) 補助犬の使用希望者への相談窓口の記載の有無と担当先

都道府県のうち HP に補助犬の相談窓口について明確な記載があったのは 16 ケ所、明確な記載がなかったのは 31 ケ所であった。相談窓口の担当先は、多いものから順に次のとおりであった。「都道府県の障害福祉課」が 8 ケ所であった。次に、「都道府県の障害福祉課・市町村の障害福祉担当窓口の並記」「育成事業者・訓練事業者」がそれ

ぞれ3ヶ所であった。次に、「都道府県の障害者社会参加推進センター」「都道府県の障害者団体連合会」がそれぞれ2ヶ所であった。次に、盲導犬について「都道府県の盲導犬協会」が1ヶ所、身体障害者更生相談所が1ヶ所であった。

#### D. 考察・結論

文献調査の結果、補助犬の運用は都道府県で「地域生活支援事業」における育成事業として実施されていた。しかし、補助犬の使用希望者である障害者への補助犬や手続きについての情報提供が充分でなかったり、理解促進や普及啓発の取組も少なく、制度の入口に課題があることが示唆された。したがって、現状では、本来は補助犬が適応となる障害者に、補助犬使用を検討するための情報が届いていない可能性がある。そのため、今後は、自治体の障害者に対する情報提供の実態や、積極的な取組を行っている自治体の好事例を把握することが期待される。それにより、自治体を実施することが望ましい基本的な障害者に対する情報提供や理解促進・普及啓発のあり方を示すことができる可能性がある。

都道府県のHPにおける情報提供体制の調査の結果、補助犬、使用希望者への説明、育成事業、相談窓口という基本情報について記載がない都道府県があることが明らかになった。具体的には、都道府県のうち補助犬に関する項目の記載がなかったのが1ヶ所、補助犬の利用希望者への項目の記載がなかったのは25ヶ所、補助犬の育成事業の記載がなかったのは31ヶ所、補助犬の相談窓口について明確な記載がなかったのは31ヶ所であった。

補助犬に関する項目の記載内容は、「補助犬に関するもの」が23ヶ所と最も多かった。他は、「『身体障害者補助犬法』に関するもの」「補助犬の貸与・育成・給付に関するもの」「補助犬の使用者の募集に関するもの」「補助犬の相談窓口に関するもの」等と多様であった。また、補助犬給付式の紹介や、行政の業務の一部として簡単に紹介しており、潜在的利用希望者や利用希望者に必要な情報が十分に整理、提供されていない可能性が考えられた。

補助犬の使用希望者への項目の用語は、「貸与・給付・貸付・あつせん」が16ヶ所で最も多く、他は、「利用」や「使用」、「給付」に関連する用語が用いられていた。利用希望者への情報について都道府県により説明や用語が多様であることが示唆された。

補助犬に関する事業の項目の用語は、「育成事業」に関連するものが7ヶ所で最も多く、他は「育成や給付」「衛生管理支援事業」「補助犬健康管理助成事業」「クラウドファンディング」であり、都道府県により独自の事業がある可能性が示唆された。

補助犬の相談窓口の担当先は、「都道府県の障害福祉課」が8ヶ所で最も多かった。他は、「都道府県の障害福祉課・市町村の障害福祉担当窓口の並記」「都道府県の障害者社会参加推進センター」「都道府県の障害者団体連合会」「都道府県の盲導犬協会」「身体障害者更生相談所」等、と都道府県によって異なっていた。また訓練事業者が相談窓口になっている場合が見られた。相談先が多様であるため、相談者への対応や情報提供の内容に差がある可能性がある。また、訓練事業者が相談先となっていることについては、潜在的利用希望者の適性の評価や

手続き上の課題が生じていないか、実態を把握して対応を検討する必要があると考える。

2002年に補助犬法が施行されてから20年近く経過しているが、いまだに潜在的なものを含む補助犬の使用を希望する障害者への情報提供に課題があり、適性や必要のある障害者へ補助犬のサービスが提供できていない可能性が示唆された。今後、都道府県の「地域生活支援事業」における補助犬の利用手続の情報提供や、潜在的な使用希望者への補助犬の普及啓発について基盤となる基礎的な情報提供の内容やあり方を明らかにしていくことが期待される。

## **E. 研究発表**

### **1. 論文発表**

なし

### **2. 学会発表**

- 1) 清野絵. 身体障害者補助犬を使用する障害者の需要推計方法の検討と試算. シンポジウム. 日本身体障害者補助犬学会第13回学術大会. 2021. 11. 21. (オンライン)

## **F. 知的財産権の出願・取得状況**

該当なし

## **G. 引用文献**

1. 厚生労働省. 身体障害者補助犬の概要・利用方法. (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/gaiyo.html>, 2022. 5. 19.)
2. みずほ情報総研株式会社 (2019) 身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書, みずほ情報総研株式会社. (<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521734.pdf>, 2022. 5. 19.)
3. 日本補助犬情報センター (2019) 2017 (平成 29) 年度身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査結果, 日本補助犬情報センター.
4. 社会システム株式会社 (2020) 身体障害者補助犬の普及・啓発のあり方に関する調査研究, 社会システム株式会社. (<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653482.pdf>, 2022. 5. 19.)

表1. 都道府県ホームページにおける補助犬に関する項目の内容

補助犬についての項目の内容	例	該当数
補助犬に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助犬について</li> <li>・補助犬とは</li> </ul>	23
「身体障害者補助犬法」に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身体障害者補助犬法」について</li> </ul>	5
補助犬の貸与・育成・給付に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者補助犬給付事業</li> <li>・補助犬の育成・給付</li> <li>・補助犬の貸与について</li> </ul>	4
補助犬の使用者の募集に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助犬の使用者募集</li> <li>・補助犬貸与希望者の募集</li> <li>・補助犬受給者の募集について</li> <li>・補助犬育成事業に係る給付候補者の募集</li> </ul>	4
補助犬の相談窓口に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助犬相談窓口のご案内</li> <li>・補助犬に関する相談窓口</li> </ul>	3
Q&Aに関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よくあるお問い合わせと回答：補助犬をあっせんしてほしい。</li> <li>・Q：障害者が補助犬の貸与を受けるにはどうすればよいか。</li> </ul>	2
補助犬の普及啓発に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲導犬に関するリーフレット</li> <li>・補助犬啓発 DVD の貸し出し</li> </ul>	2
補助犬給付式に関するもの	—	1
行政の業務に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉のしおり</li> <li>・福祉保健所の業務概況等</li> </ul>	2
記載なし	—	1

表2. 都道府県ホームページにおける補助犬の使用希望者への項目の用語

補助犬の使用希望者への項目の用語	該当数
貸与・給付・貸付・あっせん	16
利用希望・利用方法	2
使用・使用者	2
受給者・給付者・給付希望者	2
記載なし	25

表3. 都道府県ホームページにおける補助犬に関する事業の項目の用語

補助犬育成事業	該当数
育成事業・育成事業補助金	6
給付事業・給付	4
育成貸与事業	2
衛生管理支援事業	1
補助犬健康管理助成事業	1
クラウドファンディング	1
育成・給付	1
記載なし	31

表4. 都道府県ホームページにおける補助犬の相談窓口の記載の有無

補助犬希望の相談窓口の記載の有無	該当数
記載あり	16
記載なし	31

表5. 都道府県ホームページにおける補助犬の相談窓口の担当先

相談窓口	該当数
都道府県の障害福祉課	8
都道府県の障害福祉課・市町村の障害福祉担当窓口の併記	3
訓練事業者	3
県障害者社会参加推進センター（都道府県の障害者団体連合会に委託）	2
都道府県の障害者団体連合会	2
盲導犬 / 都道府県の盲導犬協会	1
身体障害者更生相談所	1

※4件は併記の内容を重複して計上



厚生労働行政推進調査事業費（障害者政策総合研究事業）  
分担研究報告書

身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究

研究分担者 小澤 温 筑波大学 人間系 教授  
研究協力者 大塚 栄子 植草学園大学 保健医療学部 講師  
研究協力者 佐々木 貴代 日本赤十字社医療センター 副看護師長  
研究協力者 千葉 俊之 (株)オプトヘルスコミュニケーションズ 代表  
研究協力者 中澤 若菜 神奈川リハビリテーション病院 ソーシャルワーカー  
研究協力者 永田 夏代 (株)湘南ユニテック 看護師

研究要旨

本研究では、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう事業者のサービスの質を確保するために、他制度との比較検討等を行い、今後の法制度のあり方を考えることを目的とした。社会福祉法人や福祉サービスの指導監査等における根拠法令や自治体のホームページ等の情報の分析、補助犬の育成に関わる指定法人の関係者、利用者等からのヒアリングより、評価の方法や基準等についての文献整理と調査を行った。

指定基準に関しては、利用者である障害者の障害特性、生活状況、社会参加の意味付け等における補助犬の果たす役割を検討した上で、利用者と補助犬とのマッチングを含めた支援が可能な施設を指定できるような基準が必要であることが示された。指導監査に関しては、訓練事業者には指導監査が入るが、自治体が監査にその労力を十分割けるのかといった課題があり、現実に即した実効性のある監査の方法を検討する必要がある。補装具費支給制度との比較では、相談窓口として更生相談所等がその業務にあたりとされている。しかし、盲導犬において盲導犬希望者は直接訓練事業者に相談することが一般的にみられた。聴導犬も同様で、視覚・聴覚障害者自身の生活背景や障害の状況、それに合わせた補助犬以外の支援に関するアドバイスが不十分ではないかという指摘がみられた。補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関しては、盲導犬・聴導犬希望者は直接訓練事業者に相談することが一般的であった。しかし、全国一律のフレームワークに沿ってアセスメントが進められることは困難なことから、訓練施設・事業者の理念や担当訓練士によって差が生じる課題がみられた。

**A. 研究目的**

本研究では、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう事業者のサービスの質を確保するために、2021年度は、他制度との比較検討等を行い、今後の法制度のあり方を考えることを目的とした。

**B. 研究方法**

社会福祉法人や福祉サービスの指導監査

等における根拠法令や自治体のホームページ等の情報の分析、および、補助犬の育成に関わる指定法人の関係者（3名）、補助犬の利用者等（8名）からのヒアリング等より、評価の方法や基準等についての文献整理と調査を行った。

最初に、国や自治体が、補助犬の指定法人や訓練事業者が適正な事業運営をしているかの確認にあたっての制度上の課題を他制度の比較から検証した。

次に、他制度の比較では、補装具費支給制度・日常生活用具給付等事業の比較検討を行った。さらに、補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関しても検討した。

(倫理面への配慮)

補助犬の育成に関わる指定法人の関係者、補助犬の利用者等からのヒアリング調査(課題番号 2021-104 号)では、筑波大学において研究倫理審査を受け承認された。

## C. 研究結果

### (1) 指定基準に関して(文献・資料の検討)

盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の運営および指定基準の内容は、盲導犬訓練施設の指定基準に関しては、国家公安委員会規則第 17 号に規定され、次の 4 点である。①盲導犬として必要な訓練をする業務、認定する業務(盲導犬訓練業務等)の実施に関し適切な計画が定められていること、②盲導犬訓練業務等を行う施設が訓練士等として必要な知識、技能を有するものが置かれ、必要な設備を備えていること、③必要な経理的な基礎を有すること、④盲導犬訓練業務等が不公平になるおそれのないこと。介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の指定基準に関しては、身体障害者補助犬法施行規則第 7 条に規定されて、次の 6 点である。①適正な法人運営、業務が適性に実施されていること、②身体障害者補助犬の訓練の業務または研究の業務を適正に行っていること、③必要な経理的な基礎を有していること、④身体障害者補助犬の認定業務が不公平になるおそれがないこと、⑤必要な知識経験等を有する者によ

り構成された審査委員会を設置していること、⑥苦情解決のための体制が整備されていること。

### (2) 補装具費支給制度・日常生活用具給付等事業との比較(関係者・利用者等ヒアリング調査)

このことに関連して、利用者ヒアリングでは以下のような発言がみられた。

“聴覚障害者の聴導犬に向けての適正評価というのが、とてもあいまいな部分があります。”(聴導犬利用者)

“A 協会では、その人にできそうかどうかということと、視力が全盲かどうかという辺りを見えています。C 協会などでは、弱視など割合に見えている生徒が、ペット扱いでもらってくることもあります。その辺の、物の考え方の違いがあります。いろいろな人の寄付や募金、善意ですから、そのように持つことはどうなのかと思いました。何を基準に持っていていいのかという辺りです。確かに、ペットとしては出来過ぎなペットです。そのような感覚で飼いたいという人は随分といます。”(盲導犬利用者)

“病気が進行してきたので、現状での 1 人暮らしの中で次の介助犬を受けるのは、荷が重いです。食事を与える、排せつの処理をするという最低限のことができないと、また介助犬の幸せを考えると難しいので、受けることはないと思いますが、もし次を受けるとしたら、もちろん D 協会から受けるつもりです。”(介助犬利用者)

### (3) 補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関して(関係者・利用者等ヒアリング調査)

このことに関連して、利用者ヒアリングでは以下のような発言がみられた。

“相談窓口がたとえあったとしても、存在すら知らないことについて相談には行けなかったでしょうし、福祉サービスの中でお願いするときは何でも、担当者で大きく変わります。知らないと対応が難しいということであれば、ローカルな自治体レベルというよりも、窓口としてそのようなことははっきり分かる人のところにすぐにつなげて、そこから市町村レベルに下りてくるほうが、話がスムーズに進みます。”（介助犬利用者）

“どこにも言っていく先がありません。日本盲人社会福祉施設協議会に言っても、実は、C協会の人の方が長をしているので、判断基準が変わってきて困っていたところです。”（盲導犬利用者）

“公平な相談窓口があったほうがいいのではないですか。いろいろな訓練所に、公平な相談窓口をつくったほうがいいです。”

（盲導犬利用者）

“自治体の窓口で補助犬という選択肢がはたしていいのか評価、そこから訓練事業者に行き、そこで犬の専門家が見た評価というのがあって、やっぱり犬は合わないというのも補装具としての扱いと同じ流れはできると思います。物ではなくて、犬だけでも犬にたどり着くまでは同じ評価をするべきではないかと私は思っています。でも窓口の職員も知識や適正な評価をして犬を出すか出さないかを見なければいけない意識がありません。補助犬との生活を他の人にもしてもらいたいというのはすごくあります。でも「ありき」ではない、あくまでも選択肢の一つだと思っています。”（聴

導犬利用者）

“犬の相談は訓練業者にできますが、犬を含めて私自身の生活の変化や私自身の障害受容の問題などは、補助犬のことをきっかけに私のバックボーンも全てご理解いただいているリハセンターに相談に行っています。犬という手段を取るのに関わったことがきっかけですが、ソーシャルワーカーさんと繋がりを持ったことによって、犬を含めた私自身の相談や話を聞いてもらう場というのができた、繋がりができた、というのが私としてはとても大きなものがあります。将来的に犬を手放した方があなたのためになるということが出るかもしれません。それは、少なくとも犬ありきではない相談相手というのが初めのインテークの段階から、ソーシャルワーカーが関わることによってできていくのかなというのを今体験中です。”（聴導犬利用者）

“シャンプーしたり、獣医師に見せたりする月々の自己負担額は割合にかかっています。東京都では年に5万円の獣医師会の診療代をもらえます。20年前に、私がY市に赴任してきたとき、A協会だけお金が出ませんでした。C協会だけは、Y市から出るシステムでした。私は、おかしいと思ったから、毎日のように運動をしました。そうしてA協会でも出るようになりました。となりますと、日本で全額負担してくれるのは、Y市だけです。なぜA協会の犬は駄目なのか明確な返答はありません。Y市にC協会の本部があるからではないですか。C協会は天下り先になっているといえますか、非常に癒着が大きいです。”（盲導犬利用者）

#### D. 考察

## **(1) 指定基準に関して**

この指定基準に関して、補助犬の育成に関わる指定法人の関係者、補助犬の利用者からのヒアリングでは、補助犬中心の基準が強く、利用者中心の基準に変えていく必要が指摘されている。利用者である障害者の障害特性、生活状況、社会参加の意味付け等における補助犬の果たす役割を検討した上で、利用者と補助犬とのマッチングを含めた支援が可能な施設を指定できるような基準が必要である。具体的には、利用者の障害および生活から生じるニーズアセスメント、補助犬という手段を用いることの有効性の評価、補助犬を利用する生活の定期的なモニタリング等のプロセス管理のできる体制を整えることの必要性が示唆された。その点で、福祉用具等の給付制度との比較検討が必要であると思われる。

指導監査に関しては、社会福祉法第70条が根拠となり、身体障害者社会参加支援施設は第2種社会福祉事業であることから、都道府県による指導監査の対象になっている。補助犬の育成に関わる指定法人の関係者からのヒアリングでは、訓練事業者には指導監査が入るが、指定法人は厚労省が指定し一度指定を受けると更新や監査がないことが課題として挙げられていた。ただし、第2種社会福祉事業への監査を自治体がどこまでやるのかについては、自治体が監査にその労力を十分割けるのかといった課題があり、現実に即した実効性のある監査の方法を検討する必要がある。

## **(2) 補装具支給制度・日常生活用具給付等事業との比較について**

障害者総合支援法に基づく補装具費支

給制度では、相談窓口として更生相談所等がその業務にあたりとされている。しかし、利用者等のヒアリング調査から示されたことは、特に盲導犬においてはこの制度には乗らず、盲導犬希望者は直接訓練事業者に相談することが一般的であった。聴導犬も同様で、視覚・聴覚障害者自身の生活背景や障害の状況、それに合わせた補助犬以外の支援に関するアドバイスが不十分ではないかという指摘があった。訓練事業の「補助犬は命あるいきもので品物ではない」との主張は理解できるが、動物愛護の観点を共有しながらも、「補装具」に補助犬すべてを含め、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度に一元化を図る必要性が示された。

次に、制度比較の点で考えてみると、補装具費支給制度は、障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や就労場面における能率の向上を図ることを目的としている。一方、日常生活用具給付等事業は、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付または貸与すること等により福祉の増進に資することを目的としている。

根拠法は障害者総合支援法であるが、事業の位置付けは、自立支援給付と地域生活支援事業とそれぞれ違いがある。しかし、いずれも生活に密着し身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具や生活環境を整える用具を支給する制度であり、障害者の生活そのものに密接し自立と社会参加を促進することに欠かせない制度である。

補装具の判定は身体障害者更生相談所が直接又は書類により医学的判定を行い、その結果に基づき市町村が支給を決定する。

「医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること」との基準がある。日常生活用具は、それを必要とするとして市町村が定める者に対して市町村が支給決定を行っている。つまり、共通点は身体障害者の「自立と社会参加」である。

補装具は、障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保つまり社会参加に必要な手段として活用するものであり、日常生活用具においても、障害者の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進すると認められるもの（用具）を支給しているのであれば両者ともに障害者の「自立と社会参加」を促進するものとして共通点がみられる。

補助犬も身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するであり、日常生活用具の目的と一致する。補助犬は動物ではあるが、補装具や日常生活用具と同じように明確な基準で、その必要性が判定され、支給されることについての検討が必要である。

介助犬、聴導犬の認定審査は指定法人が実施している介助犬や聴導犬認定の経過の中では、専門職によるニーズ把握と評価は組み込まれている状況がみられた。医師による診断、医学的意見書も作成され、最終的に適正な評価を受け認定される状況もみられた。その点は、補装具費支給制度の申請から支給決定までの手続きと共通項が多いことが考えられた。

障害者総合支援法での補装具や日常生活用具の申請は対象者が直接行政窓口へ相談に行ってから始まることが多い。利用希望者にとって補装具の必要性が生じたら、身近な市役所の障害福祉課の窓口へ行くこと

が重要である。しかし、補装具や日常生活用具の申請に関して、相談支援専門員は、この段階ではニーズ把握はしていても直接介入する機会はほとんどないといえる。さらに、補装具に関しては、申請の際に医学的意見書が必要となるため、来所判定または身体障害者福祉法第15条の規定に基づく指定を受けた医師がいる医療機関の受診が必然となる。医療機関と市町村、身体障害者更生相談所、補装具業者の連携は必然的に高くなると考えられる。実際、「厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業 補装具費支給制度における多職種・多機関連携に関する調査研究報告書」によると、補装具の支給決定に関わる他機関連携状況について身体障害者更生相談所の判定により市町村が支給決定を行う過程では、身体障害者更生相談所と市町村、補装具製作者との3者との連携度は高いとの結果が出ている。この調査では、本来利用者の生活ニーズ、生活全般を把握している相談支援事業所がいずれの機関とも連携度が低い結果となっていた。

一方、窓口での対応そのものにも課題と限界があることが考えられた。障害者一人一人の生活全般を見通したアセスメントに関して補装具等を利用する観点から窓口業務で実施すること自体が困難であることが予想される。本来、自立と社会参加の促進のために支給決定にいたるプロセスに対象者の障害や生活から生じるニーズアセスメントが反映されるべきである。さらに支給後の定期的なモニタリングが不十分であり、支給後の実際に壊れた時や更新の時にどこへ相談したらよいのかという問題も生じている。

この補装具費支給制度や日常生活用具給付等事業、身体障害者補助犬法の支給決定のプロセスの中に相談支援専門員による対象者のニーズアセスメント、プランニングとモニタリングといったケアマネジメント手法を取り入れることについての検討が必要である。

地域生活支援促進事業の身体障害者補助犬育成促進を実施しても「障害者の状況や生活環境などを従分に確認することにより訓練や訓練後の補助犬の認定が適切に行われているかどうか、慎重に検討を行うこと」とされており、まさに相談支援として介入すべき部分である。補助犬利用者の障害や生活から生じるニーズアセスメントを担うのは、相談支援専門員になることが考えられる。「令和元年度障害者総合福祉推進事業身体障害者補助犬の普及・啓発のあり方に関する調査研究」によると、相談支援専門員の9割近くが補助犬利用者の認識は高いものの、相談支援対象者へ補助犬の利用に関する相談は経験していなかったと報告されている。つまり、相談支援専門員も対象者の生活ニーズから補助犬を支援の手段としては認識していないことが示されている。さらに、相談支援専門員が補助犬に対する深い知識を持つ機会がないのが実態であるとしても、今後は相談支援専門員の後方支援機関である基幹相談支援センター等の相談機関へ補助犬使用者の生活や社会参加に関する助言ができるアドバイザーの配置などの提言がなされている。

補助犬を希望する障害者の自立と社会参加の促進に向け、利用者の障害及び生活から生じるニーズアセスメントの整理を引き続き取り組む必要がある。

### （3）補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関して

盲導犬・聴導犬希望者は直接訓練事業者に相談することが一般的であった。こうした希望者からの問い合わせに対して訓練事業者は果たして補助犬を利用して生活することができそうかなど、面接や合同訓練の中でアセスメントを実施してきたと思われる。しかし、全国一律のフレームワークに沿って網羅的にアセスメントが進められるのではないので、当然訓練施設・事業者の理念や担当訓練士によって差が生じる。一見、訓練施設側の責任のように見えるが、訓練事業者はそもそも補助犬の専門職なのであって、障害をもつ人の相談は医療福祉施設・行政窓口の専門職が担うべきである。生活上の困りごとや補助犬を希望する理由、生活背景などを聞き取り、他の補助具や日常生活用具の利用と同じ選択肢の1つとして、補助犬の利用について当事者と共に検討すべきである。

また、補助犬を使えば現状の問題を解決できると思いがちな補助犬希望者には「自立生活を営むためになぜ補助犬を使うのか」「障害を持ちながらどのように生きて行こうと思うのか」等、障害を持つ人の尊厳を守りながら、自らが主体性をもって生活設計が考えられるよう問題を整理し、必要時には多職種を巻き込んで支援する体制を構築する調整役を担うのが相談支援の本来の姿として考えることができる。

自治体の障害者支援窓口のインテークで補助犬に関する情報提供をどの程度行っているか、あるいは障害者が何をきっかけに補助犬の利用に踏み切るのかの理由は明確

ではないが、最初のインテーク面接は必ず社会福祉士等の福祉専門職が行い、障害者が日常生活を行う上での問題点や解決の方策についての提案を多角的に行う必要がある。補助犬との生活の実際や補助具といっても生命ある動物を飼育する上での責任等、その内容については当事者間・各訓練業者が説明するにしても、全国自治体の障害者支援窓口が整備され、補助犬に関する正しい認識や知識を相談業務に携わる職員に周知を図ることが急務であると考え。また、適正に補助犬を利用できているか、特に進行性疾患の利用者には、長期的な補助犬に代わる支援の必要性等、継続したアセスメントが必要であり、訓練事業者はじめ医療機関や担当医師と連携して適時介入していくことが求められる。

今回の調査では、補助犬の健康診断は利用者の義務として診断書を訓練業者に提出しなければならないが、地域によって助成金額や制度が異なることが明らかとなった。自治体の状況によって全国共通の水準になることは困難であることは想像できるが、出来るだけ不公平感が利用者に生じないよう地域間格差の調整が必要であると考え。

## E. 結論

本研究では、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう事業者のサービスの質を確保するために、他制度との比較検討等を行い、今後の法制度のあり方を考えることを目的とした。具体的には、以下の3点の検討を行った。1) 指定基準に関する検討、2) 補装具費支給制度・日常生活用具給付等事業との比較、3) 補助犬利用に関する制度の情報提供や相談

支援に関する検討

その結果、以下の知見を得た。

指定基準に関しては、補助犬の育成に関わる指定法人の関係者、補助犬の利用者からのヒアリングでは、補助犬中心の基準が強く、利用者中心の基準に変えていく必要が指摘されている。利用者である障害者の障害特性、生活状況、社会参加の意味付け等における補助犬の果たす役割を検討した上で、利用者と補助犬とのマッチングを含めた支援が可能な施設を指定できるような基準が必要であることが示された。指導監査に関しては、訓練事業者には指導監査が入るが、指定法人は厚労省が指定し一度指定を受けると更新や監査がないことが課題として挙げられていた。ただし、第2種社会福祉事業への監査を自治体がどこまでやるのかについては、自治体が監査にその労力を十分割けるのかといった課題があり、現実に即した実効性のある監査の方法を検討する必要がある。

補装具費支給制度との比較では、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度では、相談窓口として更生相談所等がその業務にあたりとされている。しかし、盲導犬においてはこの制度には乗らず、盲導犬希望者は直接訓練業者に相談することが一般的であった。聴導犬も同様で、視覚・聴覚障害者自身の生活背景や障害の状況、それに合わせた補助犬以外の支援に関するアドバイスが不十分ではないかという指摘がみられた。「補装具」に補助犬すべてを含め、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度に一元化を図る必要性が示された。

補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関しては、盲導犬・聴導犬希望者は直接訓練業者に相談することが一般的であった。こうした希望者からの問い合わせに対して訓練事業者は果たして補助犬を利用して生活することができそうかなど、面接や合同訓練の中でアセスメントを実施

してきたと思われる。しかし、全国一律のフレームワークに沿ってアセスメントが進められることは困難なことから、当然訓練施設・事業者の理念や担当訓練士によって差が生じる。これは訓練施設側の責任のように見えるが、実際は障害者への相談は医療福祉施設・行政窓口の専門職が担う必要性が示された。

## **F. 健康危険情報**

特になし

## **G. 研究発表**

### **1. 論文発表**

特になし。

## **2. 学会発表**

- 1) 小澤温：(シボ<sup>o</sup>ジウム) 身体障害者補補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究報告，日本身体障害者補助犬学会第13回大会，2021. 11. 21. (オンライン)

## **H. 知的財産権の出願・登録状況**

### **1. 特許取得**

特になし。

### **2. 実用新案登録**

特になし。

### **3. その他**

特になし



厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）  
分担研究報告書

補助犬使用者の共同訓練、認定、フォローアップの基準のあり方について

研究分担者 山本 真理子 帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科 講師  
研究協力者 高柳 友子 一般社団法人日本身体障害者補助犬学会 理事  
研究協力者 渡邊 学 東京大学新領域創成科学研究科盲導犬歩行学分野 特任教授

研究要旨

本年度の研究は、主に補助犬使用（希望）者への合同（共同）訓練、認定、フォローアップの過程における現状の把握とあり方を検討することを目的とした。一連の過程に関する文献調査、訓練事業者と補助犬使用者へのアンケートおよびヒアリング調査をした。調査の結果、補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練、認定、フォローアップについて、明確な基準が存在しないことで、補助犬の制度が正しく運用されていない一面が見られた。補助犬と生活する使用者の自立と社会参加が正しく行われるためには、一連の手続きが明確となり、訓練事業者や指定法人間で統一されていることが必要であると考え

**A. 研究目的**

2002（平成14）年に身体障害者補助犬法が施行されて20年が経過したが、補助犬使用（希望）者への合同（共同）訓練、認定、フォローアップの過程において、明確な基準がないことにより、補助犬の質にばらつきが生じる恐れが指摘されている。補助犬と暮らす障害者の自立と社会参加を実現するためには、訓練事業者や認定を行う指定法人によるサービスの質の担保は不可欠である。

本分担班では、補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練、認定、フォローアップの適切なあり方について検討することを目的とする。また、訓練事業者、指定法人、都道府県等を対象に得られた知見の普及も目的としている。

本年度は、補助犬使用（希望）者への合同（共同）訓練、認定、フォローアップの過程における現状の把握とあり方の検討、さらに、2022年度の研究計画にあるガイド

ブック等の知見や、基準についての普及の説明会実施に向けて、ガイドブックの普及に関する準備を進めることを目的とした。

**B. 研究方法**

**（1）文献調査**

検索エンジン（CiNii Articles、NDLサーチ、J-STAGE、Google Scholar、メディカルオンライン、医中誌）にて、検索ワード（「補助犬／盲導犬／介助犬／聴導犬」＋「訓練／認定／フォローアップ」＋「評価」）を用いて検索する。合わせてハンドサーチにより関連する報告書等を検索し、抽出された文献をもとに使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練および認定の内容と評価基準、さらにフォローアップの時期や頻度、内容等の現状を調べる。

**（2）補助犬使用者への調査**

補助犬使用者を対象に、補助犬との合同（共同）訓練の内容、認定の実際、フォロ

ーアップの時期・頻度・内容と満足度を把握する。調査はアンケート調査、ならびにヒアリング調査を行う。なお、使用者への調査は帝京科学大学人を対象とする研究倫理審査の承認を得て実施する。

### **(3) 訓練事業者への聞き取り**

みずほ総研による「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書」(2019)をもとに、補助犬と生活する障害者の自立と社会参加に向けて適正に訓練事業を行っていると考えられる団体のうち3団体を抽出し、現在行っている手続きについて聞き取りを行う。これをもとに訓練からフォローアップのあり方を検討する際の参考とする。2022年度は他の訓練事業者にも同様に聞き取りを行う予定である。

### **(4) ガイドブックの普及**

2019-2020年度に実施した厚生労働行政推進調査事業「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究」にて作成した他業種向けの補助犬ユーザー受け入れガイドブックの普及に向けて、オンラインでの公開準備、ならびに配布資料の印刷を行う。

## **C. 研究結果および考察**

### **(1) 文献調査**

補助犬使用(希望)者と補助犬の合同(共同)訓練、認定、フォローアップの現状に関する調査は少なく、主に介助犬と肢体不自由者を対象とするものであった。介助犬の認定過程や介助犬が肢体不自由者に及ぼす影響の評価について、医療(福祉)専門職の関わりが重要であることが示唆されて

いる。一方、盲導犬に関する文献は限定的であり、聴導犬に関する文献は抽出されなかった。また、2019年のみずほ総研の報告では、現状の手続きに複数の課題が指摘されている。一部の訓練事業者や指定法人において(1)適性評価における障害評価が不十分、(2)合同(共同)訓練の評価基準の不明確さ、(3)認定基準の不透明さ、(4)適切なフォローアップの未実施などである。

### **(2) 補助犬使用者への調査**

2月時点で、50名の補助犬使用者(盲導犬使用者40名、介助犬使用者4名、聴導犬使用者6名)からアンケート調査を実施した。さらに協力の得られた30名へのヒアリング調査を実施した。概ね一連の手続きに満足しているという回答であるが、一部の使用者からは、共同(合同)訓練の手順や到達目標(習得すべき事項)について十分な説明がなかった、認定の過程が不明瞭であった、フォローアップを受けたことがない、補助犬貸与後に補助作業にニーズの変化があったものの訓練事業者からの介入はなかったとの報告があった。これらは補助犬との自立や社会参加を十分に果たせない要因となりうる事柄であり、改めて共同訓練、認定、フォローアップにおける基準の明確化の必要性を感じる結果となった。細かい分析は現在進めているところである。

### **(3) 訓練事業者への聞き取り**

これまでに3団体(盲導犬、介助犬、聴導犬事業者、各1団体)を対象に現行の手続きについて聞き取りを行った。いずれの団体も自宅訪問を含めた複数回のやり取りを通して、補助犬希望者の適性評

価を丁寧に実施していた。また、団体内外（指定法人の専門職を含む）の医療・福祉専門職や使用者のサポートを専門とする者が介入して補助犬の適応を評価することはもちろん、補助犬との生活以前に補助犬を使用するための基本的な生活や環境を整えるためのリハビリテーションの重要性も指摘していた。つまり、「補助犬を貸与すること」が目標ではなく「補助犬の貸与の先にある使用者の自立と社会参加」を見据えていることが明確であり、場合によっては補助犬の貸与が適切ではないという判断もありうるというものである。そのため、貸与後のフォローアップも特に貸与直後は頻繁に実施しつつ、使用者と密にコミュニケーションを図ることのできる体制や関係性を構築していた。

#### **（４）ガイドブックの普及**

ガイドブックをより多くの方に利用してもらうためにオンラインでの公開をした。資料は一般社団法人日本身体障害者補助犬学会、および厚生労働省のホームページにて公開しており、閲覧の範囲を拡大出来るよう努力している。閲覧した訓練事業者、企業からはわかりやすくかつ詳細な記載があるとの好評な評価を頂いている。また多言語での翻訳もあり、補助犬学会発進の

SNS からも閲覧数が増えている。

#### **D. 結論**

進行中の補助犬使用者の調査から、補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練、認定、フォローアップについて、明確な基準が存在しないことで、補助犬の制度が正しく運用されていない一面が見られた。補助犬と生活する使用者の自立と社会参加が正しく行われるためには、一連の手続きが明確となり、訓練事業者や指定法人間で統一されていることが必要であると考える。

#### **E. 研究発表**

##### **1. 国内（原著論文による発表）**

山本真理子、佐藤亜樹、高柳友子. (2021) 賃貸住宅における補助犬使用者の受け入れについて. 日本補助犬科学研究, 5: 10-17.

##### **2. 国内（口頭発表）**

山本真理子. 補助犬使用者の施設等への受け入れに関する研究：受け入れガイドブックの作成. 日本身体障害者補助犬学会第13回学術大会. オンライン. 2021.12.

#### **F. 知的財産権の出願・登録状況**

なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍  
該当なし

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
山本真理子、佐藤亜樹、 高柳友子	賃貸住宅における補助犬使用 者の受け入れについて	日本補助犬科学研究	5	10-17	2021

令和4年5月27日

厚生労働大臣  
—(国立医薬品食品衛生研究所長)— 殿  
—(国立保健医療科学院長)

機関名 国立障害者リハビリテーションセンター

所属研究機関長 職名 総長

氏名 森 浩一

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 障害者政策総合研究事業

2. 研究課題名 身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究 (21GC2002)

3. 研究者名 (所属部署・職名) 研究所・室長

(氏名・フリガナ) 清野 絵 (セイノ カイ)

#### 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	筑波大学	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

#### その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

#### 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

#### 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和4年5月11日

厚生労働大臣  
—(国立医薬品食品衛生研究所長)— 殿  
—(国立保健医療科学院長)

機関名 国立大学法人筑波大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 永田 恭介

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 障害者政策総合研究事業

2. 研究課題名 身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究 (21GC2002)

3. 研究者名 (所属部署・職名) 人間系 教授

(氏名・フリガナ) 小澤 温 (オザワ アツシ)

#### 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	筑波大学	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

#### その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

#### 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

#### 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2022年 4月 24日

厚生労働大臣  
 (国立医薬品食品衛生研究所長) 殿  
 (国立保健医療科学院長)

機関名 帝京科学大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 沖永 荘八

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 障害者政策総合研究事業
2. 研究課題名 身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 生命環境学部アニマルサイエンス学科・講師  
 (氏名・フリガナ) 山本真理子・ヤマモトマリコ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	帝京科学大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

## その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

## 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: 国立障害者リハビリテーションセンター)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

- (留意事項)
- ・該当する□にチェックを入れること。
  - ・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。